⑵　令和10年４月15日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

18　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年10月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

⑴　令和９年４月15日から令和９年10月15日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）

⑵　令和９年４月15日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

19　元利金支払場所　日本銀行

○東北地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十一日

東北地方整備局長　小島　優

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
上山市関根字東通九二番一から同市宮脇字下川原一二番一二まで	後前	二十七・六メートル 一四・六メートル	〇・〇キロメートル 〇・〇キロメートル
	後	二十七・六メートル 二二・〇メートル	〇・〇キロメートル 九九七メートル
	前	二二・〇メートル 八四・〇メートル	九九七メートル 七七七メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十一日

東北地方整備局長　小島　優

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	上山市関根字東通九二番一から同市宮脇字下川原七一二番一一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年十一月十一日

公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道札幌市豊平区中の島375番24 畑　33㎡	赤間**久**三郎 北海道札幌郡豊平町字中ノ島348番地	現況：公衆用道路 公共利用計画あり
北海道山越郡長万部町字平里13番76 原野　53㎡	相馬合名会社 北海道函館市大町22番地	現況：原野 公共利用計画あり
北海道山越郡長万部町字平里298番 鉄道用地 751㎡		現況：鉄道用地 公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
岩手県奥州市江刺梁川字落合47番４ 原野　4,416㎡	氏名不詳 住所不詳	
秋田県由利本荘市館前字後田12番３ 公衆用道路 63㎡ （買収時：秋田県由利郡小友村大字館前字後田12番１ 田　３畝）	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
秋田県由利本荘市館前字後田33番３ 公衆用道路 125㎡ （買収時：秋田県由利郡小友村大字館前字後田33番 田　４反６畝13歩）	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
秋田県由利本荘市館前字後田33番４ 公衆用道路 22㎡ （買収時：秋田県由利郡小友村大字館前字後田33番 田　４反６畝13歩）	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり